

Client Alert

16 July 2024

本アラートに関する
お問い合わせ先：



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
パートナー
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com

個人情報保護委員会：3年ごと見直しの中間整理を発表

2024年6月27日、日本の個人情報保護の規制当局である個人情報保護委員会が、「[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」（以下、「中間整理」）を発表した。中間整理は、2023年11月から2024年6月までの個人情報保護委員会における議論を整理するものである。この中間整理はパブリックコメントに付されており、その後、最終的な方向性をとりまとめ、2025年の法改正を目指すこととされている。本アラートにおいては、中間整理のうち、企業に与える影響が特に大きいと考えられる内容をピックアップして紹介する。

漏えい時の報告義務の緩和

現行法上、事業者は、個人情報保護法に定める漏えい等の事案が発生し、またはその「おそれ」がある場合に、個人情報保護委員会及び本人への報告・通知を行う義務を負う。報告は、①報告対象の事態を知ってから「速やかに」（3～5日以内）に行う速報、及び②30日以内（不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内）に行う確報の2段階からなる。

現行の報告義務に関しては、事業者の負担が大きすぎるという問題点が指摘されてきた。すなわち、現行法上、対象となる漏えい等の事案は、影響を受けた本人の数が1,000人を超える漏えい等の他、要配慮個人情報の漏えい、財産的被害のおそれがある漏えい、不正の目的によるおそれがある漏えいがあり、それらのケースには、影響を受けた個人の人数に関わらず上記報告義務が適用される。中間整理によれば、報告がされた事案のうち、漏えい等した個人データに係る本人の数が1人の事案が全体の84.0%を占めており、それらのケースへの対応により事業者に過大な負担が生じていると指摘されている。

中間整理においては、上記を踏まえ、報告義務を緩和する方向性が示された。すなわち、体制・手順について認定個人情報保護団体等の第三者の確認を受けることを前提として、速報については一定の範囲でこれを免除すること、また、上記のような漏えい等した個人データに係る本人の数が1人であるケースにおける確報について、一定期間ごとのとりまとめ報告を許容するといった方向性が示された。

生体データの利用に係る新たな規律

現行法上、生体データであることに着目した特殊な規律は設けられていない。一方、近年、AIカメラ等の発達も相まって、生体データを利用したサービスが普及しているところ、生体データは、長期にわたり特定の個人を追跡することに利用できる等の特徴を持ちうるものであり、個人の権利利益保護の必要性が高い。

中間整理においては、上記を踏まえ、一定の身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号のうち、本人を認証することができるようにしたものを生体データと想定し、これについて、現行法に定められた



菅 礼子
カウンセル
03 6271 9696
Ayako.Suga@bakermckenzie.com



廣瀬 詠太郎
アソシエイト
03 6271 9437
Eitaro.Hirose@bakermckenzie.com



露木 潤子
アソシエイト
03 6271 9456
Junko.Tsuyuki@bakermckenzie.com

個人情報の利用目的の特定義務を強化し、「どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求める」といった方向性が示された。さらに、「生体データの取扱いに関する一定の事項を本人に対し通知又は十分に周知することを前提に、本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とする」といった方向性も示された。

こどもの個人情報に係る新たな規律

現行法は、こどもの個人情報の取扱いに係る明文の規定を有しておらず、具体的な規律の必要性が議論されている。

中間整理においては、この点について以下の方向性等が示された。

- **法定代理人の関与**：原則として本人同意の取得が必要とされている場面において、こどもを本人とする個人情報について、法定代理人の同意を取得すべきことを法令の規定上明確にする。
- **利用停止等請求権の拡張**：現行法上、利用停止等請求権を行使できる場面は、保有個人データについて違法行為があった場合等限定的であるが、こどもを本人とする保有個人データについては、柔軟に事後的な利用停止を認める。ただし、取得について法定代理人の同意を得ている場合等、一定の場合においてはその例外とする。
- **安全管理措置義務の強化**：こどもの個人データについて安全管理措置義務を強化する。
- **責務規定**：こどもの個人情報等の取扱いについて、こどもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべき等、事業者等が留意すべき責務を定める規定を設ける。
- **年齢基準**：対象とするこどもの年齢については、16歳未満とする。

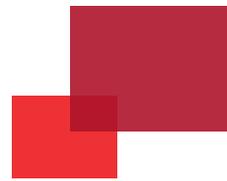
団体による差し止め請求制度・被害回復制度の創設

現行法上、個人の権利救済手段として、本人が個人情報取扱事業者に対し、本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を請求する権利が法定されている。しかし、そのような請求がされた例は少ない。

中間整理においては、上記を踏まえ、法に違反する不当な行為を対象とする団体による差し止め請求制度や、被害回復制度の導入を検討するという方向性が示された。ただし、これらの制度には、課題や反対意見も多くあることから、中間整理は、「導入の必要性を含めて多角的な検討を行っていく必要がある」とも述べている。

課徴金制度の創設

現行法上は課徴金制度を有していない。現行法における監視・監督手段は、個人情報保護委員会が必要に応じて報告徴収・立入検査を行い、その結果により、指導・助言、勧告を行い、さらに、勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときは、命令を発出するというのが基本的な枠組みになっている。この命令に違反した場合に刑事上の



罰則は法定されているが、行政上の制裁金である課徴金の制度はない。しかしながら諸外国では、個人情報の不適切な取扱いに対して、行政上の制裁金を課す法制度が見られ、多額の制裁金が課されている事例も存在する。

中間整理においては、上記を踏まえ、監視・監督の実効性を高めるために、課徴金制度の導入を検討するという方向性が示された。ただし、中間整理は、「個人情報保護法への課徴金制度の導入には、関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されていることに加え、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性を含めて検討する必要がある」とも指摘している。

事業者への影響

中間報告の内容を踏まえると、事業者は以下の対応をすることが考えられる。

- **社内体制の整備**：上述のとおり、中間報告においては、体制・手順について認定個人情報保護団体等の第三者の確認を受けることを前提として、漏えい時の速報義務を緩和する方向性が示された。そこで、企業は、①「認定個人情報保護団体」の確認を受けることにより速報義務の緩和を享受するのか否かを検討した上で、②確認を受ける場合には、確認が受けられるように社内体制を見直すことが考えられる。さらに、上述のとおり、生体データの利用やこどもの個人情報に係る新たな規律の導入という方向性が示されたことから、利用停止請求等に対応するための社内体制の整備も行う必要がある。
- **個人情報保護法改正に係る情報の注視**：上述のとおり、パブリックコメントの結果等、今後の議論の内容によっては、団体による差し止め請求制度・被害回復制度や課徴金制度の創設等、事業者に新たな負担が生じる可能性がある。これらの制度が導入されるか否か、どのような内容になるか否か等について、法改正が実際に行われる前から注視し、社内体制整備の検討を行っておく必要がある。